

令和7年3月6日

## 南伊豆町 プレスリリース

### 職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により懲戒処分を行いましたので、南伊豆町職員の懲戒処分に関する基準に基づき公表します。

ご迷惑をおかけしました関係者の皆様には深くお詫びを申し上げますとともに、今年度2回目の懲戒処分で町民の皆様の町政に対する信頼を大きく損なうものであり、重ねて深くお詫びを申し上げます。

職員がこのような不祥事を起こしましたことは誠に遺憾であり、町長として大変重く受け止め、その責任を痛感しています。

今後、このような不祥事を起こすことが無いよう、全職員へコンプライアンス研修を実施し、町民の皆様への信頼回復のため服務規律と綱紀粛正を徹底してまいります。

南伊豆町長 岡部 克仁

被処分者			処分年月日	処分の内容
所属部署	職位	年齢	令和7年3月6日（木）	停職1か月
町民課	係長	40代		

#### ○ 処分に係る事案の概要

令和6年11月23日（土）、町内の飲食店で飲酒を伴う食事をしていた当該職員は、税金滞納者が来店した際にテーブルへ行って同席者（1名）がいる前で納税の話をするとともに、滞納者が店外へ出た際にも後を追いかけて、別の同席者（1名）がいる前で納税の話をし、なだめる同席者にも絡むとともに個人の滞納に関する情報を漏えいした。そのほか、会計時にお互いが会った際にも納税の話をするなどして従業員（5人）に個人の滞納に関する情報を漏えいした。

また、帰宅後、店内で交換した携帯電話の番号に10回程度電話するなど迷惑行為を行った。

令和6年11月25日、年次有給休暇を取得していた当該職員は、事案の報告を後輩職員に依頼し、自らが上司へ報告する義務を怠った。

南伊豆町役場 総務課総務係 担当 鈴木  
電話 0558-62-6211（内線 630）  
Eメール soumu@town.minamiizu.shizuoka.jp